北斗市就学援助に係る準要保護制度の概要について

1 制度の概要

小・中学校に在学している児童生徒のいる世帯のうち、生活保護に準じた生活困窮者で、経済的理由により就学に支障をきたす保護者に対して、援助する。

2 対象者

- (1) 収入の少ない方、災害・病気・失業・事故などで児童生徒の就学が困難な方
- (2) 市民税の非課税又は減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免をされた方
- (3) 国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は徴収猶予された方
- (4) 児童扶養手当の支給、生活福祉資金の貸付け、日雇労働をしているなどの方
- (5) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた方
- (6) その他特別の事情がある方

上記(1)~(6)に該当する者で、児童生徒の属する世帯の収入相当額が 生活保護法の保護基準表により算出した需要額との比率が1.3以下の世帯。

3 就学援助の種類

- (1) 学用品費
- (2) 学校給食費
- (3) 修学旅行•宿泊研修費
- (4) 新入学学用品費
- (5) 学校病に係る医療費及び通院費
- (6) 体育実技用具費(学校の授業でスキー用具・柔道着を使用する場合のみ該当)

4 課題等

- (1) 対象世帯の収入の取扱い
 - ア 世帯の収入相当額は、申請年度の前年の収入で認定していること。
 - イ 認定にあたっては、生活保護法の保護基準表により算出した需要額を基に、 その1.3倍までの収入相当額の世帯を認定していること。
- (2) 就学援助の対象外としている費用の取扱い
 - ア クラブ活動費
 - イ 生徒会費
 - ウ PTA会費